

日薬連発第 655 号

2026 年 8 月 31 日

加盟団体 殿

個人情報保護委員会からの連絡事項

改正個人情報保護法の政令・規則等で定める事項の全体像について

日本製薬団体連合会

個人情報委員会

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、当連合会の委員会活動につきまして、格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

個人情報保護委員会より各認定団体に対し、改正個人情報保護法の政令・規則等で定める事項について、8 月 26 日の個人情報保護委員会にて決定し公表した全体像資料の連絡がございました。同資料では、統計作成特例等、改正法のテーマごとに、政令、規則、ガイドライン・Q&A に盛り込む概要を整理するとともに、本年 9 月以降の進め方が示されております。

これらについては下記のアドレスより確認が可能です。

・ 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律 政令・規則等で定める事項の全体像について - 個人情報保護委員会 -

・ 令和 8 年 改正個人情報保護法について | 個人情報保護委員会 ※

※2026 年 8 月 12 日付 日薬連発第 607 号にて連絡したアドレスの再掲

つきましては、貴団体に加盟の対象事業者各社へ周知願います。

以上